

亀山市告示第100号

次のとおり公印の新調をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月23日

亀山市長 櫻井義之

種類	名称	印影	使用範囲	使用開始の日
庁印	第二愛護園印	[略]	園名の文書用及び褒賞用	令和7年4月1日
職印	第二愛護園長印	[略]	園長名の文書用及び褒賞用	令和7年4月1日